

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

### 奈良県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する職員に支給する管理職手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る別表第一に掲げる区分欄の区分に応じ、別表第二の管理職手当額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数（次号において「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- 二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る別表第一に掲げる区分欄の区分に応じ、別表第三の管理職手当額欄に定める額（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては算出率をそれぞれその額に乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

外国人支援センター		旅券事務所		
室長	所長	課長	次長	所長
七種	五種	七種	五種	四種

二種

に改め、同項の次に次のように加える。

別表第一東京事務所の項中

所長代理	所長
三種	二種

を

所長代理	所長
------	----

別表第一旅券事務所の項及び外国人支援センターの項を削り、同表県立病院の項中

副院長	救命救急センター ―所長	集学的がん治療 センター―長	周術期管理セン ター―長
-----	-----------------	-------------------	-----------------

副院長
-----

表農業総合センターの項中「農業総合センター」を「農業研究開発センター」に、「総

の項中

課主幹	課長	次長
七種		五種

を

次長
五種

に改め、同

腎・尿路疾患センター長	周産期母子医療センター長	心臓血管センター長	消化器病センター長	事務部長	看護部長
四種					

を

消化器病センター長	事務部長	看護部長
四種		

に改め、同表競輪場

課長	普及研修部長	研究開発部長
五種		

研究開発部長	課長	課主幹	科長	統括主任研究員	果樹・薬草研究センター所長	大和茶研究センター所長
五種	七種					

「務企画部長」を「研究企画・技術支援部長」に、

課主幹	統括主任研究員	果樹振興センター所長	茶業振興センター所長	高原農業振興センター所長
七種				

を

に改め、同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加え

大和野菜研究センター所長

る。

農業大学校		
課長	副校長	校長
七種	六種	四種

別表第一奈良公園管理事務所の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に

改め、同表会計局の項中

課長
四種

を

課長	会計指導官
四	

種

に改め、同表教育研究所の項中

事務局長	部長	課長
六種	七種	

を

参事	事務局長	部長	課長	主幹
----	------	----	----	----

県立の中学校		
事務長	校長	校長（人事委員会の定めるものに限る。）
		六種（人事委員会が別に定める場合にあっては、五種）

学校」を「県立の高等学校」に改め、同項の次に次のように加える。

三種
----

を

副館長	館長
五種	三種

に改め、同表高等学校の項中「高等

	七種	六種	五種

に改め、同表橿原考古学研究所附属博物館の項中

館長
----

教頭	教頭（人事委員会の定めるものに限る。）
八種	七種

別表第一特別支援学校の項中「特別支援学校」を「県立の特別支援学校」に改める。  
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第二条関係）

一 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9 級	一 種	105,000円
8 級	一 種	92,800円
	二 種	81,600円
7 級	二 種	74,600円
	三 種	67,800円
	四 種	61,000円
6 級	三 種	61,400円
	四 種	55,300円
	五 種	49,100円
	六 種	43,000円
5 級	五 種	45,900円
	六 種	40,200円
	七 種	34,500円

二 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
9 級	二 種	85,800円
8 級	二 種	79,300円
	三 種	72,100円
	四 種	64,900円
7 級	四 種	60,400円
6 級	四 種	57,000円
	五 種	50,600円

三 教育職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	二 種	85,200円
	三 種	77,500円
	四 種	69,700円

四 教育職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	五 種	63,900円
	六 種	55,900円
	七 種	48,000円
3 級	七 種	38,600円 (条例別表第三口の備考(二)に定める職員にあつては、39,500円)
	八 種	32,900円

五 教育職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	五 種	62,400円
	六 種	54,600円
	七 種	46,800円
3 級	七 種	37,700円 (条例別表第三八の備考(二)に定める職員にあつては、38,600円)
	八 種	32,200円

六 教育職給料表(四)

職務の級	区分	管理職手当額
2 級	五 種	44,800円
	六 種	39,200円
	七 種	33,600円

七 研究職給料表

職務の級	区分	管理職手当額
5 級	三 種	73,400円
	四 種	66,100円
4 級	四 種	56,800円
	五 種	50,500円
3 級	六 種	38,600円
	七 種	33,100円

八 医療職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	一 種	107,800円
	二 種	94,900円
	三 種	86,300円
	四 種	77,600円
	五 種	69,000円
3 級	四 種	66,400円
	五 種	59,000円
	六 種	51,600円
	七 種	44,300円
2 級	七 種	38,600円

九 医療職給料表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
7 級	四 種	62,500円
6 級	五 種	50,300円
	六 種	44,000円
	七 種	37,700円
5 級	五 種	44,600円
	六 種	39,100円
	七 種	33,500円

十 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
6 級	四 種	58,400円
	五 種	51,900円
	六 種	45,400円
	七 種	39,000円
5 級	五 種	45,800円
	六 種	40,100円
	七 種	34,400円

## 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。